

令和8年3月24日

救急法等講習開催団体 様  
救急法等指導員 各位

日本赤十字社神奈川県支部  
事業部 救護課長

### 救急法等講習における人工呼吸の実施について

赤十字救急法等講習における人工呼吸については、令和5年より「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた感染防止に留意した講習事業の実施」に基づき、当支部では、救急法・水上安全法・幼児安全法において、指導員によるデモンストレーションにて人工呼吸の方法を伝達しておりました。

この度、医師にて構成された赤十字救急法研究委員会において、現在の社会状況を鑑み、講習における人工呼吸の実技再開は適当と答申が得られましたので、下記に留意し呼気吹込みを伴う人工呼吸の実技再開をすることといたします。

### 記

#### 1. 人工呼吸の実技再開（制限解除）について

全ての講習受講者に対して、呼気吹込みを伴う人工呼吸を実施すること。

#### 2. 再開（制限解除）の時期

令和8年4月1日以降に実施する講習から

#### 3. 再開（制限解除）にあたっての留意事項

- ・救急法基礎講習、幼児安全法支援員養成講習の資格認定を行う講習については、呼気吹込みを伴う人工呼吸の実技検定を実施すること。

※受講者4人につき訓練人形1体の貸出およびアルコール綿1袋、訓練人形用肺1式を配布します（アルコール綿と肺の費用は受講料に含まれています）。

- ・救急法等短期講習については、人工呼吸実施の有無を講習開催団体が決定し、呼気吹込みを伴う人工呼吸の実技を望まない受講者には、その意向等は十分尊重すること。

※人工呼吸の実技を行う場合は人形1体につき下記の消耗品が必要となります。

成人肺 650 円/式、幼児肺 960 円/式、乳児肺 130 円/式、Qマスク 180 円/個、フェイスシールド（36 枚入り）2,860 円/本

- ・体調が優れない受講希望者には受講を辞退いただく等、感染対策には引き続き十分留意すること。

（事務担当）

救護課 健康安全係 内田・小澤

電話 045-681-2192（救護課直通）

Mail [koushu@kanagawa.jrc.or.jp](mailto:koushu@kanagawa.jrc.or.jp)